

議案第1号

沖縄県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則  
について

沖縄県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則を別紙の  
通り定める。

平成21年3月4日

沖縄県教育委員会

沖縄県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(沖縄県立図書館の管理に関する規則の一部改正)

第1条 沖縄県立図書館の管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

館長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

第5条第2項中「年度」を「各年度」に改める。

(沖縄県立青年の家の管理に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立青年の家の管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

所長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

第5条第2項中「年度」を「各年度」に改める。

(沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

所長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

第8条第2項中「年度」を「各年度」に改める。

(沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

所長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

第5条第2項中「年度」を「各年度」に改める。

(沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則の一部改正)

第5条 沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

所長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

第5条第2項中「年度」を「各年度」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

総務課

### 1 件名

沖縄県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 消防法第8条第1項及び第2項により、学校その他の施設は「防火管理者」を定め、消防計画の作成等を行わなければならない。
- (2) 学校を除く図書館等の教育機関においては、管理規則により防火管理者は各施設の長とされている（職指定）。
- (3) しかし、機関の管理組織体制によっては、防火管理者を長以外の職員とした方が、より適切に防火管理上必要な業務を行うことができる場合がある。
- (4) 以上のことから、規則により一律に防火管理者を長とするのではなく、各施設の長の判断により、防火管理者を定めることとする。
- (5) なお、青年の家の管理に関する規則及び少年自然の家の管理に関する規則は、平成22年3月31日まで有効であることから、今回改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 次の5規則について、規定の整備を行う。
  - ア 沖縄県立図書館の管理に関する規則（第5条関係）
  - イ 沖縄県立青年の家の管理に関する規則（第5条関係）
  - ウ 沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則（第8条関係）
  - エ 沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則（第5条関係）
  - オ 沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則（第5条関係）
- (2) この規則は、平成21年4月1日から施行する（附則）。

### 4 関係各課との調整状況

該当施設と調整済

### 5 添付資料

- (1) 防火管理者について
- (2) 新旧対照表

## 防火管理者について

### ○防火管理者とは

消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者で、防火対象物の管理権原者から選任されて、その防火対象物の防火上の管理を行なう者。

管理権原者とは、防火対象物の正当な管理権を有する者をいう。建物の所有者や賃借人などがこれにあたる。

### 消防法

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③ 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑤ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立図書館の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(警備防災の計画)            第5条 館長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。            2 館長は、各年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならない。</p>	<p>(警備防災の計画)            第5条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者は、館長とする。            2 館長は、年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならない。</p>

新旧対照表 (第2条関係)

沖縄県立青年の家の管理に関する規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第15号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(警備防災の計画)                      第5条 所長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、<u>教育長に報告しなければならぬ。</u>                      2 所長は、<u>各年度の始めに</u>警備及び防火その他の防災の計画を作成し、<u>教育長に報告しなければならぬ。</u></p>	<p>(警備防災の計画)                      第5条 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者は、<u>所長とする。</u>                      2 所長は、<u>年度の始めに</u>警備及び防火その他の防災の計画を作成し、<u>教育長に報告しなければならぬ。</u></p>

新旧対照表 (第3条関係)

沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第30号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(警備防災の計画)  <u>第8条</u> 所長は、<u>消防法</u> (昭和23年法律第186号) <u>第8条第1項</u>の規定により<u>防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならぬ。</u>                  2 所長は、<u>各年度</u>の始めに警備及び防火の計画を作成し、教育長に報告しなければならぬ。</p>	<p>(警備防災の計画)  <u>第8条</u> <u>消防法</u> (昭和23年法律第186号) <u>第8条第1項</u>に規定する防火管理者は所長とする。                  2 所長は、<u>年度</u>の始めに警備及び防火の計画を作成し、教育長に報告しなければならぬ。</p>

新旧対照表 (第4条関係)

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則 (昭和50年沖縄県教育委員会規則第3号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(警備防災の計画)            第5条 所長は、消防法 (昭和23年法律第186号) 第8条第1項の規定により防火管            理者を定めるときは、教育長に報告しなければならない。            2 所長は、各年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報            告しなければならない。</p>	<p>(警備防災の計画)            第5条 消防法 (昭和23年法律第186号) 第8条第1項に規定する防火管理者は、所            長とする。            2 所長は、年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報告            しなければならない。</p>

新旧対照表 (第5条関係)

沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第19号) 新旧対照表	
改正案	現行
(警備防災の計画) 第5条 所長は、 <u>消防法</u> (昭和23年法律第186号) 第8条第1項の規定により防火管 理者を定めたときは、 <u>教育長</u> に報告しなければならない。 2 所長は、 <u>各年度</u> の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、 <u>教育長</u> に報 告しなければならない。	(警備防災の計画) 第5条 <u>消防法</u> (昭和23年法律第186号) 第8条第1項に規定する防火管理者は、 <u>所                      長</u> とする。 2 所長は、 <u>年度</u> の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、 <u>教育長</u> に報告 しなければならない。